

佐賀県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年十二月八日から平成二十二年一月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三八五号	神崎市千代田町下坂字東五の坪一九番八地先から 神崎市千代田町下坂字東二の坪八二番一地先まで	平成二一・一二・八
	神崎市千代田町下坂字東二の坪八二番一地先から 神埼郡吉野ヶ里町田手字二の角三七七番地先まで	"
	神埼郡吉野ヶ里町田手字二の角三七七番地内	"
	神埼郡吉野ヶ里町田手字杉三の角五一一番一地先から 神埼郡吉野ヶ里町田手字一の角八七番地先まで	"
県道 市武神埼線		